

6. 特殊関係者に係るみなし共同事業の特例（法701の32②）

事業所税では税負担の均衡などから、みなし共同事業に係る特例が設けられています。これは特殊関係者を有する者の事業所等と、その特殊関係者の事業所等が同一家屋に存する場合など、特別の事情がある場合には、そこで行われている特殊関係者の事業を、特殊関係者を有する者との共同事業とみなすことになっています。

(1) みなし共同事業に係る特例が適用される場合

特殊関係者の行う事業が特殊関係者を有する者又はその者の他の特殊関係者が事業を行う事業所等の存する家屋で行われている場合（同一家屋内に事業所等が存する場合）に適用されます。

(2) 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは、次に掲げるものをいいます。

(令56の21)

①	特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下「判定対象者」といいます。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
②	①に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
③	①、②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
④	判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①、②に掲げる者を除く。）及びその者と①～③のいずれかに該当する関係がある個人
⑤	判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人
⑥	判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
⑦	判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①～④に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

(注1) 同族会社とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいいます。

(注2) あなた又は貴社を判定の基礎として同族会社に該当するかどうかということについては、法人税法の同族会社の判定と同じ方法で当該会社の株主グループ（1の株主及びその者と特殊の関係のある者として法人税法施行令第4条に規定された個人、法人をいいます。）につき、その持株割合が最も大きいものから順次その順位を付し、その第1順位の株主グループ、第2順位の株主グループ及び第3順位の株主グループまでの持株割合を順次加算していき、これらのグループの持株割合がはじめて50%を超えるまでの株主グループにあなた又は貴社が属しているかどうかで判定してください。

なお、上記の「株式数等による判定」のほか、「議決権の数」又は「社員の数」により同族会社に該当する場合があります。

(注3) 特殊関係者を有する者であるかどうか及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。(令56の21⑤)

(3) みなし共同事業の場合の免税点判定

特殊関係者を有することにより、共同事業とみなされる事業がある場合における免税点の判定方法は、次のとおりです。 (令56の75②)

特殊関係者を有する者の免税点の判定については、共同事業とみなされた事業はそのすべてを自己が単独で行うものとして取扱われ、当該みなされた事業に係る事業所床面積又は従業者数と自己が単独で行う他の事業所床面積又は従業者数との合算で行われます。

(4) みなし共同事業の場合の課税標準の算定方法

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業がある場合でも、特殊関係者を有する者及び特殊関係者の課税標準を算定する上では、それぞれの者の事業所床面積又は従業者給与総額だけが課税標準の対象となり通常の場合と同じこととなります。 (令56の51②)

(5) みなし共同事業に係る事業所税の連帯納税義務

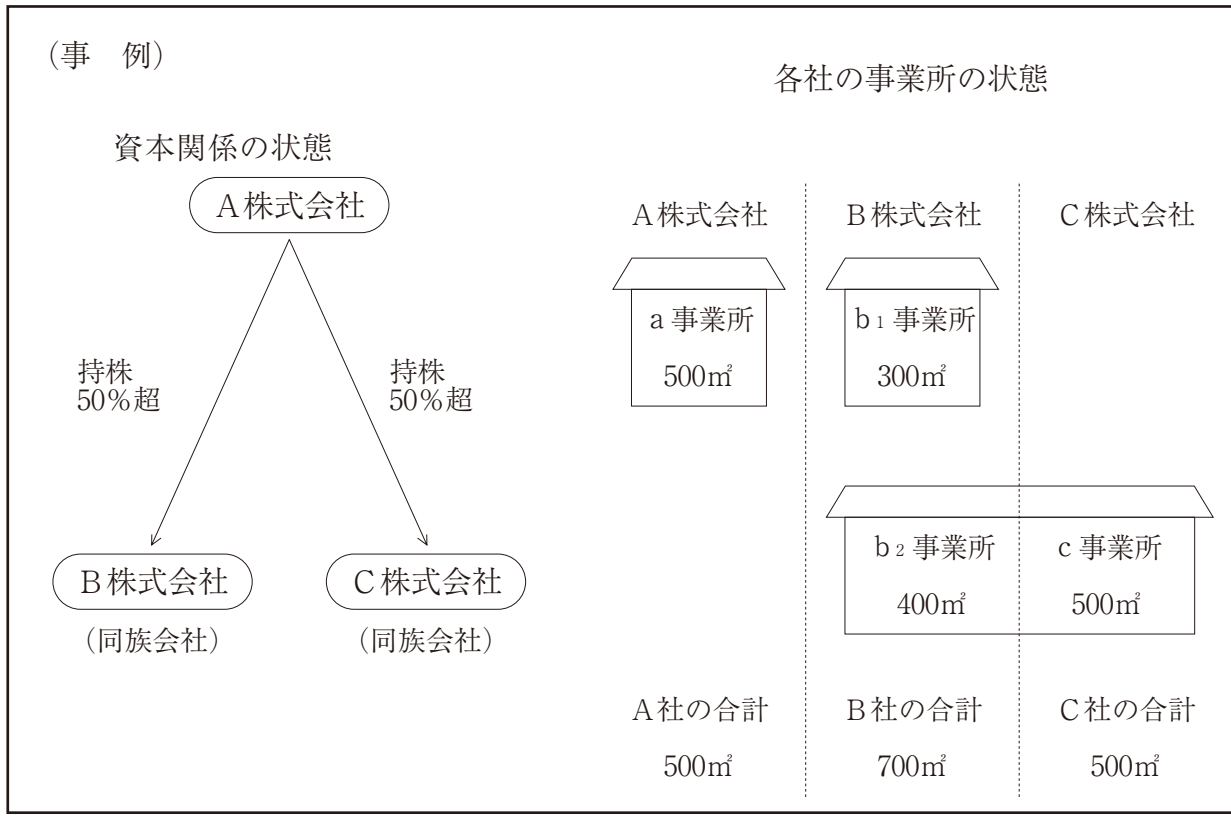
特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業所税については、特殊関係者を有する者と当該特殊関係者が連帯納税義務を負います。

(6) みなし共同事業がある場合の申告手続

みなし共同事業に係る分の事業所税については、前述のとおり免税点の判定について特別な扱いがなされることから、特殊関係者の事業所床面積、従業者数、非課税施設などの内訳を記載した「特殊関係者を有する場合のみなし共同事業に関する調査書」を事業所税の申告書に添付して申告してください。

(7) その他

みなし共同事業に該当する場合であっても、前各項で述べた事項以外の部分の事業所税の取扱いは、一般の場合と同じです。



1 特殊関係者について

- A社の特殊関係者………B社とC社 (P. 34⑥参照)
- B社の特殊関係者………C社 (P. 34⑦参照)
- C社の特殊関係者………B社 (P. 34⑦参照)

B社及びC社についてはお互いに特殊関係者を有する者であり、又特殊関係者にもなります。

2 免税点の判定

- A社……… a = 500㎡………免税点以下であり、700㎡以下のため申告不要
- B社……… b₁ + b₂ + c = 1,200㎡………免税点を超えるため、申告納付が必要
 ∴
 みなし共同事業
- C社……… c + b₂ = 900㎡………免税点以下であるが700㎡を超えるため、申告のみ必要
 ∴
 みなし共同事業

※従業者数についても同様の取扱いとなります。

3 課税標準と納める税額

- A社 _____
- B社 課税標準 b₁ + b₂ = 700㎡ 税額 700㎡ × 600円 = 420,000円
- C社 _____

※従業者給与総額についても同様の取扱いとなります。